



三重県公報

令和2年12月15日（火）

号 外

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
	規 則		
81	クリーニング業法等施行細則の一部を改正する規則	(食 品 安 全 課)	2
82	理容師法等の施行に必要な手続に関する規則の一部を改正する規則	(同)	14
83	美容師法等の施行に必要な手続に関する規則の一部を改正する規則	(同)	26
84	興行場法施行細則の一部を改正する規則	(同)	38
85	旅館業法等施行細則の一部を改正する規則	(同)	57
86	三重県公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則	(同)	72
87	三重県食品衛生規則の一部を改正する規則	(同)	85

規 則

クリーニング業法等施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和二年十二月十五日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第八十一号

クリーニング業法等施行細則の一部を改正する規則

クリーニング業法等施行細則（昭和三十二年三重県規則第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（開設届出） 第四条 施行規則第一条の三第一項に規定する開設の届出は、第一号様式によるものとし、<u>施行規則第二条に規定する添付文書（他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいる場合に限る。）のほか、次の書類を添えて、当該開設地を管轄する保健所長に届け出なければならない。</u> 一・二 （略）	（開設届出） 第四条 施行規則第一条の三第一項に規定する開設の届出は、第一号様式によるものとし、<u>次の書類を添えて、当該開設地を管轄する保健所長に届け出なければならない。</u> 一・二 （略）
2 施行規則第一条の三第二項に規定する営業の届出は、第一号様式の二によるものとし、<u>施行規則第二条に規定する添付文書（他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいる場合に限る）のほか、次の書類を添えて、当該営業区域を管轄する保健所長に届け出なければならない。</u> 一・二 （略）	2 施行規則第一条の三第二項に規定する営業の届出は、第一号様式の二によるものとし、<u>次の書類を添えて、当該営業区域を管轄する保健所長に届け出なければならない。</u> 一・二 （略）
3 法第五条第一項の規定によるクリーニング所の開設の届出をした者から当該営業を譲り受けた者が第一項の届出書を提出するに当たつては、<u>施行規則第一条の三第一項第四号及び第六号から第九号までに掲げる事項（第五条第一項の規定による変更の届出がされている場合は変更後の事項）のうち、変更がない事項の記載を省略することができる。</u>	3 保健所長は、<u>法第五条の二に規定する確認をしたときは、第二号様式による確認証を営業者に交付しなければならない。</u>
4 法第五条第二項の規定による無店舗取次店の開設の届出をした者から当該営業を譲り受けた者が第二項の届出書を提出するに当たつては、<u>施行規則第一条の三第二項第三号、第五号及び第七号から第九号までに掲げる事項（第五条第一項の規定による変更の届出がされている場合は変更後の事項）のうち、変更がない事項の記載を省略することができる。</u>	
5 法第五条第一項の規定によるクリーニング所の開設の届出をした者から当該営業を譲り受けた者が第一項の届出書を提出するに当たつては、<u>施行規則第一条の三第一項第四号に掲げる事項（第五</u>	

条第一項の規定による変更の届出されている場合は変更後の事項）に変更がない場合に関り第一項第一号に掲げるクリーニング所の平面図の添付を省略することができる。	
6 法第五条第二項の規定による無店舗取次店の開設の届出をした者から当該営業を譲り受けた者が第二項の届出書を提出するに当たつては、施行規則第一条の三第二項第二号に掲げる業務用車両の自動車登録番号又は車両番号（第五条第一項の規定による変更の届出がされている場合は変更後の自動車登録番号又は車両番号）に変更がない場合に関り第二項第一号に掲げる自動車検査証及び写真の添付を省略することができる。	
7 法第五条第一項又は第二項の規定による開設の届出をした者から当該営業を譲り受けた者で、第三項から第六項までの適用を受ける場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書類を第一号様式又は第一号様式の二に添えて、提出しなければならない。 （確認証の交付）	
第四条の二 保健所長は、法第五条の二に規定する確認をしたときは、第二号様式による確認証を業者に交付しなければならない。 （変更届及び廃止届）	（変更届及び廃止届）
第五条 施行規則第一条の三第三項に規定する変更の届出は、第三号様式によるものとし、次に掲げる書類を添えて、当該開設地を管轄する保健所長に届け出なければならない。 一 クリーニング所又は業務用車両の構造及び設備を変更した場合にあつては、変更前及び変更後の平面図 二 業務用車両を変更した場合にあつては、自動車検査証及び写真	第五条 施行規則第一条の三第三項に規定する変更及び廃止の届出は、第三号様式又は第四号様式によるものとする。
2 施行規則第一条の三第三項に規定する廃止の届出は、第四号様式によるものとし、確認証（第二号様式）を添えて、当該開設地を管轄する保健所長に届け出なければならない。 （相続の場合の承継の届出）	（相続の場合の承継の届出）
第五条の二 施行規則第二条の二に規定する承継の届出は、第四号様式の二によるものとし、次に掲げる書類を添えて、当該開設地を管轄する保健所長に届け出なければならない。 一 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第二百四十七条第五項の規定により交付を受けた同条第一項に規定する法定相続情報一覧図の写し 二 相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意によりクリーニング所又は無店舗取次店の開設者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書	第五条の二 施行規則第二条の二に規定する承継の届出は、第四号様式の二によるものとする。

(合併の場合の承継の届出) 第五条の三 施行規則第二条の三に規定する承継の届出は、第四号様式の三によるものとし、合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項証明書を添えて、当該開設地を管轄する保健所長に届け出なければならない。 (分割の場合の承継の届出) 第五条の四 施行規則第二条の四に規定する承継の届出は、第四号様式の四によるものとし、分割によりクリーニング所又は無店舗取次店の開設者の地位を承継した法人の登記事項証明書を添えて、当該開設地を管轄する保健所長に届け出なければならない。	(合併の場合の承継の届出) 第五条の三 施行規則第二条の三に規定する承継の届出は、第四号様式の三によるものとする。 (分割の場合の承継の届出) 第五条の四 施行規則第二条の四に規定する承継の届出は、第四号様式の四によるものとする。
--	---

第一号様式から第四号様式の四までを次のように改める。

第1号様式（第4条関係）

ク リ ー ニ ン グ 所 開 設 届 出 書

年 月 日

三重県 保健所長 宛て

住 所

営業者

氏 名

クリーニング所を開設したいのでクリーニング業法第5条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 クリーニング所の名称
- 2 クリーニング所の所在地
- 3 クリーニング所開設の予定年月日
- 4 クリーニング所の構造及び設備の概要（別紙）
- 5 営業者（管理人を置いたときは、その管理人を含む。）の氏名、本籍及び生年月日又は名称並びに住所
- 6 従事者中にクリーニング師のある場合には、その本籍、住所、氏名及び生年月日並びに登録番号
- 7 従事者数
- 8 洗たく物の受取及び引渡しのみを行うクリーニング所にあつては、その旨
- 9 クリーニング業法第3条第3項第5号に規定する洗たく物を取り扱わないクリーニング所にあつては、その旨

（規格A4）

(別紙)

クリーニング所の構造及び設備の概要

選 別 場	構 築 材 料	床		側壁	
	面 積	m ²			
	採光、換気、照明、防湿の状況				
洗 場	構 築 材 料	床		側壁	
	面 積	m ²			
	排 水 設 備	屋外		屋内	
	採光、換気、照明、防湿の状況				
乾 燥 場	構 築 材 料	屋外		屋内	
	面 積	屋外	m ²	屋内	m ²
仕 上 場	構 築 材 料				
	面 積	m ²			
	器 具 及 び 個 数				
	採光、換気、照明、防湿の状況				
そ の 他	仕上整理戸棚数及び状況				
	集配容器数及び状況				
	洗たく物（既 末）収納容器数及び状況				
	指定洗たく物の収納容器及び状況				
	上記以外の消毒処置状況				
	おむつ、下着類を取扱う場合のし尿浄化方法				
添付書類 1 クリーニング所の平面図（建物の総面積及び住居各作業室の区画、排水の位置を示した図面及び付近との見取図） 2 営業者が法人の場合は、登記事項証明書 3 施行規則第2条に規定する添付文書（他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいる場合に限る。）					

第1号様式の2（第4条関係）

無 店 舗 取 次 店 営 業 届

年 月 日

三重県 保健所長 宛て

営業者 住所
氏名

無店舗取次店を営業しますので、クリーニング業法第5条第2項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

- 1 無店舗取次店の名称
- 2 業務用車両の自動車登録番号又は車両番号及び車両の保管場所
- 3 営業区域
- 4 営業開始の予定年月日
- 5 業務用車両の構造の概要
- 6 営業者の氏名、本籍、生年月日、住所及び電話番号又は名称、住所及び電話番号
- 7 従事者中にクリーニング師のある場合には、その本籍、住所、氏名及び生年月日並びに登録番号
- 8 従事者数
- 9 クリーニング業法第3条第3項第5号に規定する洗濯物を取り扱わない無店舗取扱店にあつては、その旨

添付書類

- 1 業務用車両の自動車検査証及び写真
- 2 営業者が法人の場合は、登記事項証明書
- 3 施行規則第2条に規定する添付文書（他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいる場合に限る。）

（規格A4）

第2号様式（第4条の2関係）

確認番号

確 認 証

クリーニング所の名称

クリーニング所の所在地

営業者

氏 名

年 月 日付で届出のあつた上記クリーニング所は、クリーニング業法第5条の2の規定による確認をしたことを証します。

年 月 日

保健所長



第3号様式（第5条関係）

ク リ ー ニ ン グ 営 業 変 更 届

年 月 日

三重県 保健所長 宛て

氏 名

次のとおり変更したので、クリーニング業法第5条第3項の規定により届け出ます。

- 1 営業者、住所、氏名及び生年月日（法人の場合は、その名称、事務所の所在地、代表者の住所及び氏名）
- 2 クリーニング所の名称及び所在地
- 3 無店舗取次店の名称
- 4 届出事項変更内容

届 出 事 項	変 更 事 項

5 変更の年月日

注1 クリーニング所又は業務用車両の構造及び設備を変更した場合にあつては、変更前及び変更後の平面図を添付すること。

- 2 業務用車両の場合は、自動車検査証及び写真を添付のこと。

(規格A4)

第4号様式（第5条関係）

ク リ ー ニ ン グ 営 業 廃 止 届

年 月 日

三重県 保健所長 宛て

氏 名

次のとおり クリーニング所
無店舗取次店 を廃止したので、クリーニング業法第5条第3項の規定に
より届け出ます。

- 1 営業者、住所、氏名及び生年月日（法人の場合は、その名称、事務所の所在地、代表者の住所及び氏名）
- 2 クリーニング所の名称及び所在地
- 3 無店舗取次店の名称
- 4 廃止の理由
- 5 廃止の年月日

添付書類

確認証

（規格A4）

第4号様式の2（第5条の2関係）

クリーニング所等営業相続承継届

年 月 日

三重県 保健所長 宛て

届出者

住所

氏名

生年月日 年 月 日

被相続人との続柄

クリーニング所
無店舗取次店

の営業者の地位を相続により承継しましたので、クリーニング業法第

5条の3第2項の規定により届け出ます。

記

- 1 被相続人の氏名及び住所
- 2 相続開始の年月日
- 3 クリーニング所の名称及び所在地
- 4 無店舗取次店の名称

添付書類

- 1 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し
- 2 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書

（規格A4）

第4号様式の3（第5条の3関係）

クリーニング所等営業合併承継届

年 月 日

三重県 保健所長 宛て

届出者

主たる事務所

の所在地

名 称

代表者の氏名

クリーニング所
無店舗取次店

の営業者の地位を合併により承継しましたので、クリーニング業法第

5条の3第2項の規定により届け出ます。

記

- 1 合併により消滅した法人の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
- 2 合併の年月日
- 3 クリーニング所の名称及び所在地
- 4 無店舗取次店の名称

添付書類

合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項証明書

(規格A4)

第4号様式の4（第5条の4関係）

クリーニング所等営業分割承継届

年 月 日

三重県 保健所長 宛て

届出者

主たる事務所

の所在地

名 称

代表者の氏名

クリーニング所
無店舗取次店

の営業者の地位を分割により承継しましたので、クリーニング業法第

5条の3第2項の規定により届け出ます。

記

- 1 分割した法人の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
- 2 分割の年月日
- 3 クリーニング所の名称及び所在地
- 4 無店舗取次店の名称

添付書類

分割によりクリーニング所（無店舗取次店）の開設者の地位を承継した法人の登記事
項証明書

（規格A4）

- 附 則
- (施行期日)
- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この規則による改正前のクリーニング業法等施行細則（次項において「旧規則」という。）第四条第三項の規定に基づいて交付されている確認証は、この規則による改正後のクリーニング業法等施行細則第四条の二の規定に基づいて交付された確認証とみなす。
- 3 この規則の施行の日前に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

理容師法等の施行に必要な手続に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和二年十二月十五日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

三重県規則第八十二号

理容師法等の施行に必要な手続に関する規則の一部を改正する規則

理容師法等の施行に必要な手続に関する規則（昭和三十三年三重県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(趣旨) 第一条 この規則は、理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号。以下「法」という。）、理容師法施行令（昭和二十八年政令第二百三十二号）、理容師法施行規則（平成十年厚生省令第四号。以下「施行規則」という。）及び理容師等の衛生上必要な措置に関する条例（平成十二年三重県条例第九号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。 (開設届) 第十九条 施行規則第十九条の規定による理容所開設届は、第二十号様式によるものとし、次に掲げる書類を添えて、当該施設の所在地を管轄する保健所長に届け出なければならない。 一 理容師につき、結核、皮膚疾患その他施行規則第十九条第一項第六号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する伝染性疾病の有無に関する医師の診断書 二 管理理容師を置く場合にあっては、当該管理理容師が法第十一条の四第二項の規定に該当することを証する書類 三 開設者が外国人の場合にあっては、住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。） 2 法第十一条第一項の規定による理容所の開設の届出をした者から当該営業を譲り受けた者が前項の届出を提出するに当たっては、施行規則第十九	(趣旨) 第一条 この規則は、理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号。以下「法」という。）、理容師法及び美容師法の特例に関する法律（昭和三十三年法律第六十七号。以下「特例」という。）、理容師法施行令（昭和二十八年政令第二百三十二号。以下「令」という。）、理容師法施行規則（平成十年厚生省令第四号。以下「施行規則」という。）及び理容師等の衛生上必要な措置に関する条例（平成十二年三重県条例第九号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。 (開設届) 第十九条 施行規則第十九条の規定による理容所開設届は、第二十号様式とし、当該施設の所在地を管轄する保健所長に届け出なければならない。 2 保健所長は、法第十一条の二の規定により確認したときは、第二十一号様式による確認証を開設者に交付しなければならない。

条第一項第三号から第六号まで、第八号及び第九号に掲げる事項（第二十条第一項の規定による変更の届出がされている場合は変更後の事項）のうち、変更がない事項の記載を省略することができる。	
3 法第十一条第一項の規定による理容所の開設の届出をした者から当該営業を譲り受けた者が第一項の届出を提出するに当たっては、施行規則第十九条第一項第六号に掲げる事項（第二十条第一項の規定による変更の届出がされている場合は変更後の事項）に変更がない場合は第一項第一号に掲げる診断書の添付を、施行規則第十九条第一項第三号に掲げる事項（第二十条第一項の規定による変更の届出がされている場合は変更後の事項）に変更がない場合は第一項第二号に掲げる書類の添付を省略することができる。	
4 法第十一条第一項の規定による理容所の開設の届出をした者から当該営業を譲り受けた者で、第二項又は前項の規定の適用を受ける場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書類を第二十号様式に添えて、提出しなければならない。 （確認証の交付）	
第十九条の二 保健所長は、法第十一条の二の規定により確認したときは、第二十一号様式による確認証を開設者に交付しなければならない。 （変更届又は廃止届）	（変更届又は廃止届）
第二十条 施行規則第二十条の規定による理容所の届出事項変更届は、第二十二号様式によるものとし、次に掲げる書類を添えて、当該施設の所在地を管轄する保健所長に届け出なければならない。	第二十条 施行規則第二十条の規定による理容所の届出事項変更届は、第二十二号様式とし、変更したときは速やかに当該施設の所在地を管轄する保健所長に届け出なければならない。この場合において、理容所の施設を変更したときは、変更前及び変更後の平面図を添付するものとする。
一 理容所の構造及び設備を変更した場合にあつては、変更前及び変更後の平面図 二 管理理容師の設置又は変更をする場合にあつては、新たに管理理容師となる者が法第十一条の四第二項の規定に該当することを証する書類 三 施行規則第十九条第一項第六号に規定する事項の変更又は理容師の新たな使用に係るものであるときは、その者につき、結核、皮膚疾患その他施行規則第十九条第一項第六号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する伝染性疾患の有無に関する医師の診断書	
2 法第十一条第二項の規定による廃止届は、第二十三号様式によるものとし、確認証（第二十一号様式）を添えて、当該施設の所在地を管轄する保健所長に届け出なければならない。 （相続の場合の承継の届出）	2 法第十一条第二項の規定による廃止届は、第二十三号様式とし、廃止したときはすみやかに当該施設の所在地を管轄する保健所長に届け出なければならない。 （相続の場合の承継の届出）
第二十条の二 施行規則第二十一条の規定による承継届出書は、第二十三号様式の二によるものとし、	第二十条の二 施行規則第二十一条の規定による承継届出書は、第二十三号様式の二とする。

次に掲げる書類を添えて、当該施設の所在地を管轄する保健所長に届け出なければならない。 一 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第二百四十七条第五項の規定により交付を受けた同条第一項に規定する法定相続情報一覧図の写し 二 相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により理容所の開設者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書 （合併の場合の承継の届出） 第二十条の三 施行規則第二十二條の規定による承継届出書は、第二十三号様式の三によるものとし、合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項証明書を添えて、当該施設の所在地を管轄する保健所長に届け出なければならない。 （分割の場合の承継の届出） 第二十条の四 施行規則第二十二條の二の規定による承継届出書は、第二十三号様式の四によるものとし、分割により理容所の開設者の地位を承継した法人の登記事項証明書を添えて、当該施設の所在地を管轄する保健所長に届け出なければならない。	
（書類の提出） 第二十四条 法、特例、令、施行規則又はこの規則の規定により知事に提出する書類は、当該施設の所在地又は住所地を管轄する保健所長を経由しなければならない。ただし、県外居住者の合格証明書交付申請書は、この限りでない。	

第二十号様式から第二十四号様式までを次のように改める。

第20号様式（第19条関係）

理容所開設届

年 月 日

三重県 保健所長 宛て

開設者
住 所（法人にあつては所在地）
（郵便番号）
氏 名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電話 — —

次のとおり理容所を開設したいので、理容師法第11条第1項の規定により届け出ます。

理 容 所	名 称			電話	—	—
	所 在 地	〒				
管 理 師 管 理 容 師	住 所	〒				
	氏 名					
理 容 師 そ の 他 の 従 事 者	氏 名	理容師・実習生・その他	免 許 証 番 号			
		理容師・実習生・その他	第 号			
		理容師・実習生・その他	第 号			
		理容師・実習生・その他	第 号			
		理容師・実習生・その他	第 号			
		理容師・実習生・その他	第 号			
理容所の構造及び設備の概要		別表のとおり				
開 設 予 定 日		年 月 日	※ 確認調査予定日時	月 日 時		
重複開設の 美 容 所	名 称					
	開設予定日					
証 紙 貼 付 け 欄				保健所受付印		

注1 この開設届には、次の書類を添付すること。

- (1) 開設者が外国人の場合には、住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）
- (2) 管理理容師については、管理理容師としての資格を有することを証する書類を提示し、その写しを添付すること。
- (3) 理容師については、結核、皮膚疾患その他施行規則第19条第1項第6号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する伝染性疾患の有無に関する医師の診断書
- 2 この開設届の欄に記載することができないものは、別紙を作成して記載すること。
- 3 「重複開設の美容所」欄について、現に美容所が開設されている場合は当該美容所の名称を、美容師法第11条第1項の届出がされている場合は当該美容所の開設予定日を、各記入欄へ記入すること。
- 4 ※欄は記入しないこと。

(別表)

理容所の構造及び設備の概要				
面 積	m ²	天 井 の 高 さ	・ m	
床 面 の 材 質	コンクリート・タイル・リノリウム・板・その他 ()			
腰 板 の 材 質	コンクリート・タイル・リノリウム・板・その他 ()			
洗場床面材質	コンクリート・タイル・リノリウム・板・その他 ()			
採 光 ・ 照 明 及 び 換 気	窓面積	m ²	換気装置 有 (個) 無	
	蛍光灯 電球	W W	本 個	W W 本 個
理 容 椅 子	脚			
消 毒 設 備	紫外線消毒器・蒸気消毒器・薬液消毒器・その他 ()			
附 帯 設 備	消毒済器具等保管設備	箇所	未消毒器具等保管設備	箇所
	蓋 付 き の 汚 物 箱	個	蓋 付 き の 毛 髪 箱	個
洗場、鏡、理容椅子及び理容器具等の保管設備の位置並びに面積を示した図面 (実測をメートル単位で記入すること。)				

第 21 号様式（第 19 条の 2 関係）

確認番号

確 認 証

理容所の名称

理容所の所在地

開設者の氏名

（法人にあつては名称）

年 月 日付で届出のあつた理容所は、理容師法第12条に規定する措置を講ずるのに適していることを確認します。

年 月 日

三重県 保健所長



第 22 号様式（第 20 条関係）

理容所開設届出事項変更届

年 月 日

三重県 保健所長 宛て

開設者

住 所（法人にあつては所在地）

氏 名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

次のとおり届出事項を変更したので、理容師法第11条第2項の規定により届け出ます。

理容所	名 称			
	所在地			
確 認 証 番 号		第 号	確 認 年 月 日	年 月 日
届出 事項	変 更 前			
	変 更 後			
変 更 年 月 日		年 月 日		

添付書類

- 1 理容所の構造及び設備を変更した場合には、変更前及び変更後の平面図（実測をメートル単位で記入すること。）
- 2 管理理容師の設置又は変更に係るものにあつては、新たに管理理容師となる者が管理理容師としての資格を有することを証する書類を提示し、その写しを添付すること。
- 3 施行規則第19条第1項第6号に規定する事項の変更又は理容師の新たな使用に係るものであるときは、その者につき、結核、皮膚疾患その他施行規則第19条第1項第6号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する伝染性疾患の有無に関する医師の診断書

第 23 号様式（第 20 条関係）

理 容 所 廃 止 届

年 月 日

三重県 保健所長 宛て

開設者

住 所（法人にあつては所在地）

氏 名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

理容所を廃止したので、理容師法第11条第2項の規定により届け出ます。

理 容 所	名 称	
	所 在 地	
確 認 証 番 号		第 号
確 認 年 月 日		年 月 日
廃 止 年 月 日		年 月 日
廃 止 の 理 由		

添付書類
確認証

第 23 号様式の 2（第 20 条の 2 関係）

理容所開設者相続承継届出書

年 月 日

三重県 保健所長 宛て

届出者

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日

被相続人との続柄

理容所の開設者の地位を相続により承継しましたから、理容師法第11条の 3 第 2 項の規定により届け出ます。

記

- 1 被相続人の氏名及び住所
- 2 相続開始の年月日
- 3 理容所の名称及び所在地

添付書類

- 1 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第 5 項の規定により交付を受けた同条第 1 項に規定する法定相続情報一覧図の写し
- 2 相続人が 2 人以上ある場合において、その全員の同意により理容所の開設者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書

第 23 号様式の 3（第 20 条の 3 関係）

理容所開設者合併承継届出書

年 月 日

三重県 保健所長 宛て

届出者

主たる事務所

の 所 在 地

名 称

代表者の氏名

理容所の開設者の地位を合併により承継しましたから、理容師法第11条の 3 第 2 項の規定により届け出ます。

記

- 1 合併により消滅した法人の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
- 2 合併の年月日
- 3 理容所の名称及び所在地

添付書類

合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項証明書

第 23 号様式の 4（第 20 条の 4 関係）

理容所開設者分割承継届出書

年 月 日

三重県 保健所長 宛て

届出者

主たる事務所
の 所 在 地
名 称
代表者の氏名

理容所の開設者の地位を分割により承継しましたから、理容師法第11条の3第2項の規定により届け出ます。

記

- 1 分割した法人の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
- 2 分割の年月日
- 3 理容所の名称及び所在地

添付書類

分割により理容所の開設者の地位を承継した法人の登記事項証明書

第 24 号様式（第 21 条関係）

理容師出張業務承認申請書

年 月 日

三重県 保健所長 宛て

住 所

氏 名

電話 — —

出張業務を行いたいので、理容師等の衛生上必要な措置に関する条例第2条第2号の規定により申請します。

本籍地（都道府県名）	
免 許 証 番 号	第 号
免 許 年 月 日	年 月 日
出 張 業 務 地	
出 張 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
携 帯 品 目 及 び 数 量	

- 附 則
(施行期日)
- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正前の理容師法等の施行に必要な手続に関する規則(次項において「旧規則」という。)第十九条第二項の規定に基づいて交付されている確認証は、この規則による改正後の理容師法等の施行に必要な手続に関する規則第十九条の二の規定に基づいて交付された確認証とみなす。
- 3 この規則の施行の日前に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

美容師法等の施行に必要な手続に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和二年十二月十五日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第八十三号

美容師法等の施行に必要な手続に関する規則の一部を改正する規則

美容師法等の施行に必要な手続に関する規則(昭和三十二年三重県規則第十六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(趣旨) 第一条 この規則は、美容師法(昭和三十二年法律第六十三号。以下「法」という。)、美容師法施行令(昭和三十二年政令第二百七十七号)、美容師法施行規則(平成十年厚生省令第七号。以下「施行規則」という。)及び美容師等の衛生上必要な措置に関する条例(平成十二年三重県条例第十号。以下「条例」という。)の施行について、必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第一条 この規則は、美容師法(昭和三十二年法律第六十三号。以下「法」という。)、理容師法及び美容師法の特例に関する法律(昭和三十二年法律第六十七号。以下「特例」という。)、美容師法施行令(昭和三十二年政令第二百七十七号。以下「令」という。)、美容師法施行規則(平成十年厚生省令第七号。以下「施行規則」という。)及び美容師等の衛生上必要な措置に関する条例(平成十二年三重県条例第十号。以下「条例」という。)の施行について、必要な事項を定めるものとする。
(開設届) 第十九条 施行規則第十九条の規定による美容所開設届は、第二十号様式によるものとし、次に掲げる書類を添えて、当該施設の所在地を管轄する保健所長に届け出なければならない。 一 美容師につき、結核、皮膚疾患その他施行規則第十九条第一項第六号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する伝染性疾病の有無に関する医師の診断書 二 管理美容師を置く場合にあつては、当該管理美容師が法第十二条の三第二項の規定に該当することを証する書類 三 開設者が外国人の場合にあつては、住民票の写し(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。)	(開設届) 第十九条 施行規則第十九条の規定による美容所開設届は、第二十号様式とし、当該施設の所在地を管轄する保健所長に届け出なければならない。
2 法第十一条第一項の規定による美容所の開設の届出をした者から当該営業を譲り受けた者が前項	2 保健所長は、法第十二条の規定により確認したときは、第二十一号様式による確認証を開設者に

	の届出を提出するに当たっては、施行規則第十九条第一項第三号から第六号まで、第八号及び第九号に掲げる事項（第二十条第一項の規定による変更の届出がされている場合は変更後の事項）のうち、変更がない事項の記載を省略することができる。
3 法第十一条第一項の規定による美容所の開設の届出をした者から当該営業を譲り受けた者が第一項の届出を提出するに当たっては、施行規則第十九条第一項第六号に掲げる事項（第二十条第一項の規定による変更の届出がされている場合は変更後の事項）に変更がない場合は第一項第一号に掲げる診断書の添付を、施行規則第十九条第一項第三号に掲げる事項（第二十条第一項の規定による変更の届出がされている場合は変更後の事項）に変更がない場合は第一項第二号に掲げる書類の添付を省略することができる。	
4 法第十一条第一項の規定による美容所の開設の届出をした者から当該営業を譲り受けた者で、第二項又は前項の規定の適用を受ける場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書類を第二十号様式に添えて、提出しなければならない。 （確認証の交付）	
第十九条の二 保健所長は、法第十二条の規定により確認したときは、第二十一号様式による確認証を開設者に交付しなければならない。	
（変更届又は廃止届）	（変更届又は廃止届）
第二十条 施行規則第二十条の規定による美容所の届出事項変更届は、第二十二号様式によるものとし、次に掲げる書類を添えて、当該施設の所在地を管轄する保健所長に届け出なければならない。	第二十条 施行規則第二十条の規定による美容所の届出事項変更届は、第二十二号様式とし、変更したときは速やかに当該施設の所在地を管轄する保健所長に届け出なければならない。この場合において、美容所の施設を変更したときは、変更前及び変更後の平面図を添付するものとする。
一 美容所の構造及び設備を変更した場合にあつては、変更前及び変更後の平面図 二 管理美容師の設置又は変更をする場合にあつては、新たに管理美容師になる者が法第十二条の三第二項の規定に該当することを証する書類 三 施行規則第十九条第一項第六号に規定する事項の変更又は美容師の新たな使用に係るものであるときは、その者につき、結核、皮膚疾患その他施行規則第十九条第一項第六号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する伝染性疾患の有無に関する医師の診断書	
2 法第十一条第二項の規定による廃止届は、第二十三号様式によるものとし、確認証（第二十一号様式）を添えて、当該施設の所在地を管轄する保健所長に届け出なければならない。 （相続の場合の承継の届出）	2 法第十一条第二項の規定による廃止届は、第二十三号様式とし、廃止したときは速やかに当該施設の所在地を管轄する保健所長に届け出なければならない。 （相続の場合の承継の届出）
第二十条の二 施行規則第二十一条の規定による承	第二十条の二 施行規則第二十一条の規定による承

継届出書は、第二十三号様式の二によるものとし、次に掲げる書類を添えて、当該施設の所在地を管轄する保健所長に届け出なければならない。 一 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第二百四十七条第五項の規定により交付を受けた同条第一項に規定する法定相続情報一覧図の写し 二 相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により美容所の開設者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書 （合併の場合の承継の届出） 第二十条の三 施行規則第二十二條の規定による承継届出書は、第二十三号様式の三によるものとし、合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項証明書添えて、当該施設の所在地を管轄する保健所長に届け出なければならない。 （分割の場合の承継の届出） 第二十条の四 施行規則第二十二條の二の規定による承継届出書は、第二十三号様式の四によるものとし、分割により美容所の開設者の地位を承継した法人の登記事項証明書添えて、当該施設の所在地を管轄する保健所長に届け出なければならない。	継届出書は、第二十三号様式の二とする。 （合併の場合の承継の届出） 第二十条の三 施行規則第二十二條の規定による承継届出書は、第二十三号様式の三とする。 （分割の場合の承継の届出） 第二十条の四 施行規則第二十二條の二の規定による承継届出書は、第二十三号様式の四とする。 （書類の提出） 第二十四条 法、特例、令、施行規則又はこの規則の規定により知事に提出する書類は、当該施設の所在地又は住所地を管轄する保健所長を経由しなければならない。ただし、県外居住者の合格証明書交付申請書は、この限りでない。
--	--

第二十号様式から第二十四号様式までを次のように改める。

第20号様式（第19条関係）

美 容 所 開 設 届

年 月 日

三重県 保健所長 宛て

開設者
住 所（法人にあつては所在地）
（郵便番号）
氏 名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電話 — —

次のとおり美容所を開設したいので、美容師法第11条第1項の規定により届け出ます。

美 容 所	名 称			電話	—	—
	所 在 地	〒				
管 理 美 容 師	住 所	〒				
	氏 名					
美 容 師 そ の 他 の 従 事 者	氏 名	美容師・実習生・その他	免 許 証 番 号			
		美容師・実習生・その他	第 号			
		美容師・実習生・その他	第 号			
		美容師・実習生・その他	第 号			
		美容師・実習生・その他	第 号			
		美容師・実習生・その他	第 号			
美容所の構造及び設備の概要		別表のとおり				
開 設 予 定 日		年 月 日	※ 確認調査予定日時	月 日 時		
重 複 開 設 の 理 容 所	名 称					
	開設予定日					
証 紙 貼 付 け 欄				保健所受付印		

注1 この開設届には、次の書類を添付すること。

- (1) 開設者が外国人の場合には、住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）
- (2) 管理美容師については、管理美容師としての資格を有することを証する書類を提示し、その写しを添付すること。
- (3) 美容師については、結核、皮膚疾患その他施行規則第19条第1項第6号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する伝染性疾患の有無に関する医師の診断書
- 2 この開設届の欄に記載することができないものは、別紙を作成して記載すること。
- 3 「重複開設の理容所」欄について、現に理容所が開設されている場合は当該理容所の名称を、理容師法第11条第1項の届出がされている場合は当該理容所の開設予定日を、各記入欄へ記入すること。
- 4 ※欄は記入しないこと。

(別表)

美容所の構造及び設備の概要				
面 積	m ²	天 井 の 高 さ	・ m	
床 面 の 材 質	コンクリート・タイル・リノリウム・板・その他 ()			
腰 板 の 材 質	コンクリート・タイル・リノリウム・板・その他 ()			
洗場床面材質	コンクリート・タイル・リノリウム・板・その他 ()			
採 光 ・ 照 明 及 び 換 気	窓面積	m ²	換気装置 有 (個) 無	
	蛍光灯 電球	W W	本 個	W W 本 個
セ ッ ト 椅 子	脚	シャンプー 椅子	脚	
消 毒 設 備	紫外線消毒器・蒸気消毒器・薬液消毒器・その他 ()			
附 帯 設 備	消毒済器具等保管設備	箇所	未消毒器具等保管設備	箇所
	蓋 付 き の 汚 物 箱	個	蓋 付 き の 毛 髪 箱	個
洗場、鏡、ドライヤー、セット椅子及び美容器具等の保管設備の位置並びに面積を示した図面（実測をメートル単位で記入すること。）				

第21号様式（第19条の2 関係）

確認番号

確 認 証

美容所の名称

美容所の所在地

開設者の氏名

（法人にあつては名称）

年 月 日付で届出のあつた美容所は、美容師法第13条に規定する措置を講ずるのに適していることを確認します。

年 月 日

三重県 保健所長



第22号様式（第20条関係）

美容所開設届出事項変更届

年 月 日

三重県 保健所長 宛て

開設者

住 所（法人にあつては所在地）

氏 名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

次のとおり届出事項を変更したので、美容師法第11条第2項の規定により届け出ます。

美容所	名 称			
	所在地			
確 認 証 番 号		第 号	確 認 年 月 日	年 月 日
届出 事項	変 更 前			
	変 更 後			
変 更 年 月 日		年 月 日		

添付書類

- 1 美容所の構造及び設備を変更した場合には、変更前及び変更後の平面図（実測をメートル単位で記入すること。）
- 2 管理美容師の設置又は変更に係るものにあつては、新たに管理美容師となる者が管理美容師としての資格を有することを証する書類を提示し、その写しを添付すること。
- 3 施行規則第19条第1項第6号に規定する事項の変更又は美容師の新たな使用に係るものであるときは、その者につき、結核、皮膚疾患その他施行規則第19条第1項第6号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する伝染性疾患の有無に関する医師の診断書

第23号様式（第20条関係）

美 容 所 廃 止 届

年 月 日

三重県 保健所長 宛て

開設者

住 所（法人にあつては所在地）

氏 名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

美容所を廃止したので、美容師法第11条第2項の規定により届け出ます。

美 容 所	名 称	
	所 在 地	
確 認 証 番 号		第 号
確 認 年 月 日		年 月 日
廃 止 年 月 日		年 月 日
廃 止 の 理 由		

添付書類
確認証

第23号様式の2（第20条の2関係）

美容所開設者相続承継届出書

年 月 日

三重県 保健所長 宛て

届出者

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日

被相続人との続柄

美容所の開設者の地位を相続により承継しましたから、美容師法第12条の2第2項の規定により届け出ます。

記

- 1 被相続人の氏名及び住所
- 2 相続開始の年月日
- 3 美容所の名称及び所在地

添付書類

- 1 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し
- 2 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により美容所の開設者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書

第23号様式の3（第20条の3関係）

美容所開設者合併承継届出書

年 月 日

三重県 保健所長 宛て

届出者

主たる事務所

の 所 在 地

名 称

代表者の氏名

美容所の開設者の地位を合併により承継しましたから、美容師法第12条の2第2項の規定により届け出ます。

記

- 1 合併により消滅した法人の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
- 2 合併の年月日
- 3 美容所の名称及び所在地

添付書類

合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項証明書

第23号様式の4（第20条の4関係）

美容所開設者分割承継届出書

年 月 日

三重県 保健所長 宛て

届出者

主たる事務所
の 所 在 地
名 称
代表者の氏名

美容所の開設者の地位を分割により承継しましたから、理容師法第12条の2第2項の規定により届け出ます。

記

1 分割した法人の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

2 分割の年月日

3 美容所の名称及び所在地

添付書類

分割により美容所の開設者の地位を承継した法人の登記事項証明書

第24号様式（第21条関係）

美容師出張業務承認申請書

年 月 日

三重県 保健所長 宛て

住 所

氏 名

電話 — —

出張業務を行いたいので、美容師等の衛生上必要な措置に関する条例第2条第2号の規定により申請します。

本籍地（都道府県名）	
免 許 証 番 号	第 号
免 許 年 月 日	年 月 日
出 張 業 務 地	
出 張 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
携 帯 品 目 及 び 数 量	

- 附 則
(施行期日)
- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正前の美容師法等の施行に必要な手続に関する規則(次項において「旧規則」という。)第十九条第二項の規定に基づいて交付されている確認証は、この規則による改正後の美容師法等の施行に必要な手続に関する規則第十九条の二の規定に基づいて交付された確認証とみなす。
- 3 この規則の施行の日前に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

興行場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。
令和二年十二月十五日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第八十四号

興行場法施行細則の一部を改正する規則
興行場法施行細則(昭和三十四年三重県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(許可の申請) 第一条 興行場法(昭和三十二年法律第百三十七号、以下「法」という。)第二条第一項の規定による許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる営業の区分ごとに、当該各号に定める申請書を当該営業を営もうとする地を管轄する保健所長に提出しなければならない。 一 (略) 二 仮設営業 仮設興行場営業許可申請書(第一号様式の二)	(許可の申請) 第一条 興行場法(昭和三十二年法律第百三十七号)第二条第一項の規定による許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる営業の区分ごとに、当該各号に定める申請書を当該営業を営もうとする地を管轄する保健所長に提出しなければならない。 一 (略) 二 仮設営業 仮設興行場営業許可申請書(第一号様式)
2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一 常設営業 イ 興行場の平面図(建物配置図、各階平面図及び観覧席配置図とし、実測値が単位メートルで記入されているもの。第三条において同じ。) ロ 建物又は敷地の所有者が申請者と異なる場合には、その所有者の承諾書 ハ 法人にあつては、登記事項証明書 二 仮設営業 イ 興行場の平面図 ロ 建物又は敷地の所有者が申請者と異なる場合には、その所有者の承諾書 ハ 法人にあつては、登記事項証明書	
3 法第二条第一項の規定による興行場の許可を受けた者から当該営業を譲り受けた者が第一項の申請書を提出するに当たつては、前項第一号イ又は第一号イに掲げる事項(第三条の規定による変更の届出がされている場合は変更後の事項)に変更がない場合に限り、それぞれ当該書類の添付を省略することができる。	

4 法第二条第一項の規定による興行場の許可を受けた者から当該営業を譲り受けた者で、前項の規定の適用を受ける場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書類を第一号様式又は第一号様式の二に添えて、提出しなければならない。 (許可証の交付)	
第一条の二 保健所長は、法第二条第一項の規定により許可したときは、第一号様式又は第二号様式の二による営業許可証を申請者に交付しなければならない。 (承継の届出)	(承継の届出)
第二条 (略)	第二条 (略)
2 法第二条の二の規定のうち、相続による営業者の地位の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一 戸籍謄本又は不動産登記規則(平成十七年法務省令第十八号)第二百四十七条第五項の規定により交付を受けた同条第一項に規定する法定相続情報一覧図の写し 二 相続人が二人以上ある場合において、その全員同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書	
3 法第二条の二の規定のうち、合併又は分割(当該営業を承継させるものに限る。)による営業者の地位の承継の届出をしようとする者は、合併後存续する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該営業を承継した法人の登記事項証明書添付しなければならない。 (変更等の届出)	(変更等の届出)
第三条 興行場営業を営む者は、次の各号に掲げる場合には、その事実が発生した日から十日以内に当該各号に定める届出書によりその旨を当該興行場の所在地を管轄する保健所長に届け出なければならない。この場合において、第一号に掲げる届出のうち施設の構造設備の変更に係る届出にあつては、当該届出書に変更前及び変更後の平面図を、第三号に掲げる届出にあつては、当該届出書に第二号様式又は第二号様式の二による許可証を添付しなければならない。 一〜四 (略)	第三条 興行場営業を営む者は、次の各号に掲げる場合には、その事実が発生した日から十日以内に当該各号に定める届出書によりその旨を当該興行場の所在地を管轄する保健所長に届け出なければならない。 一〜四 (略)

第一号様式を次のように改める。

第1号様式（第1条関係）

興行場営業許可申請書

年 月 日

三重県 保健所長 宛て

申請者

住 所

氏名又は名称及
び代表者氏名

興行場営業の許可を受けたいから、興行場法第2条第1項の規定により申請します。

記

- 1 興行場の名称及び所在地
- 2 興行場の種別
- 3 入場者定員
- 4 構造設備の状況（別表）
- 5 しゅん工予定期日
- 6 施設（建物又は敷地）の所有者の住所及び氏名

備考 1 次に掲げる書類を添付すること。

- （1） 興行場の平面図（建物配置図、各階平面図及び観覧席配置図とし、実測値を単位メートルで記入すること。）
 - （2） 建物又は敷地の所有者が申請者と異なる場合には、その所有者の承諾書
 - （3） 法人にあつては、登記事項証明書
- 2 申請者が個人の場合は、その生年月日を氏名の下欄に記載すること。

別表

興行場の構造設備の状況

敷 地 面 積		平方メートル	建 築 面 積	平方メートル	建 築 様 式 (構造)	
出 入 口		ヶ所	温度計 湿度計	ヶ所	清掃用具等 保 管 設 備	ヶ所
観 覧 室	床 面 積 (延面積)	平方メートル (うち2階		平方メートル、3階以上	平方メートル)	
	天 井 高	平場 (最高	メートル、最低	メートル)、階上又は階下	(最高	メートル、最低
	観 覧 席	1 いす席 (		席／1人占有面積	平方メートル)	
		2 座 席 (		席／1人占有面積	平方メートル)	
		3 立見席 (		席／1人占有面積	平方メートル)	
4 その他 (		席／1人占有面積	平方メートル)			
空 調 関 係 設 備	1 換気能力 (立方メートル／秒) 2 空気調和設備又は機械換気設備 ☐ 空気調和設備 (台) ☐ 機械換気設備 (台) ☐ 第1種 (給気機と排気機を有するもの) (台) ☐ 第2種 (給気機と自然排気口を有するもの) (台) ☐ 第3種 (自然給気口と排気機を有するもの) (台) ※管理方法 ☐ 中央管理方式 ☐ 個別管理方式					
照 明 の 状 況	床面での照度		床面から0.8mの高さの照度		床面から0.4mの高さの照度	
	観覧室 (上演中)	ルクス	出入口	ルクス	映写室・モニター室 (上演中)	ルクス
			売 店	ルクス		
	観覧室 (上演中以外)	ルクス	楽 屋	ルクス	映写室・モニター室 (上演中以外)	ルクス
			入場券売場	ルクス		
	ロビー	ルクス				
	休憩室	ルクス				
	廊 下	ルクス	補助照明設備の設置の有無 (設置場所)			
	階 段	ルクス				
便 所	ルクス					

便 所	手洗室等前室	有・無	構 造	水洗・改良便槽
	流水式手洗設備	有・無	換 設 気 備	機械換気設備・空気調和設備 ・その他（ ）
	材 質	床面（ ）・内壁（ ）		
	便 器 数	男子用 大便器 個 小便器 個（成人用） 女子用 個 その他 個		
喫 煙 場 所	喫 煙 室	有（局所排気装置設置ヶ所） ・ 無		
	喫 煙 室 以 外 の 喫 煙 場 所	有（ヶ所） ・ 無		
調理室及び食堂	空 調 関 係 設 備	機械換気設備・空気調和設備		
	調 理 室 の 局 所 排 気 装 置	有 ・ 無		
廃 棄 物	ゴミ箱 ヶ所	ゴミ集積場 有（ヶ所） ・ 無		
そ の 他				

第一号様式の次に次の二様式を加える。

第1号様式の2（第1条関係）

仮設興行場営業許可申請書

年 月 日

三重県 保健所長 宛て

申請者

住 所

氏名又は名称及
び代表者氏名

興行場営業の許可を受けたいから、興行場法第2条第1項の規定により申請します。

記

- 1 興行場の名称及び所在地
- 2 興行場の種別
- 3 入場者定員
- 4 構造設備の状況
 - (1) 建築様式
 - (2) 建築の構造の概略
 - (3) 観覧席の状況
 - (4) 便所の有無
- 5 営業時間
- 6 施設（建物又は敷地）の所有者の住所及び氏名

備考 1 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 興行場の平面図
 - (2) 建物又は敷地の所有者が申請者と異なる場合には、その所有者の承諾書
 - (3) 法人にあつては、登記事項証明書
- 2 申請者が個人の場合は、その生年月日を氏名の下欄に記載すること。

第11号 第11号 第11号 第11号 第11号

第2号様式（第1条の2関係）

許可番号

興行場営業許可証

氏名

年 月 日付で申請のあった興行場営業について、
興行場法第2条第1項の規定により次のとおり許可します。

年 月 日

三重県 保健所長



1 興行場の名称

2 興行場の所在地

第1号様式の次に次の1様式を加える。

第2号様式の2（第1条の2関係）

許可番号

仮設興行場営業許可証

氏名

年 月 日付で申請のあった仮設興行場営業について、
興行場法第2条第1項の規定により次のとおり許可します。

年 月 日

三重県 保健所長



- 1 興行場の名称
- 2 興行場の所在地
- 3 興行場の種類
- 4 営業期間

第三号様式から第八号様式までを次のように改める。

第3号様式（第2条関係）

興行場営業相続承継届出書

年 月 日

三重県 保健所長 宛て

届出者

住 所

氏 名

生年月日

被相続人との続柄

興行場の営業者の地位を相続により承継しましたから、興行場法第2条の2第2項の規定により届け出ます。

記

- 1 興行場の名称及び所在地
- 2 被相続人の氏名及び住所
- 3 相続開始の年月日

備考 次の書類を添付すること。

- 1 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し
- 2 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書

第4号様式（第2条関係）

興行場営業合併承継届出書

年 月 日

三重県 保健所長 宛て

届出者

事務所所在地

名 称

代表者氏名

興行場の営業者の地位を合併により承継しましたから、興行場法第2条の2第2項の規定により届け出ます。

記

- 1 興行場の名称及び所在地
- 2 合併により消滅した法人の名称、事務所所在地及び代表者の氏名
- 3 合併の年月日

備考 合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項証明書を添付すること。

第4号様式の2（第2条関係）

興行場営業分割承継届出書

年 月 日

三重県 保健所長 宛て

届出者

事務所所在地

名 称

代表者氏名

興行場の営業者の地位を分割により承継しましたから、興行場法第2条の2第2項の規定により届け出ます。

記

- 1 興行場の名称及び所在地
- 2 分割した法人の名称、事務所所在地及び代表者の氏名
- 3 分割の年月日

備考 分割により興行場の営業者の地位を承継した法人の登記事項証明書を添付すること。

第5号様式（第3条関係）

興行場営業許可申請書（承継届出書）記載事項変更届出書

年 月 日

三重県 保健所長 宛て

届出者

住 所

氏名又は名称及
び代表者氏名

次のとおり変更しましたから、興行場法施行細則第3条の規定により届け出ます。

記

1 興行場の名称及び所在地

2 興行場の種別

3 変更事項

変 更 前	
変 更 後	

4 変更の年月日

備考 施設変更の届出にあつては、変更前及び変更後の図面（実測値を単位メートルで記入すること。）を添付すること。

第6号様式（第3条関係）

興行場営業停止届出書

年 月 日

三重県 保健所長 宛て

届出者

住 所

氏名又は名称及
び代表者氏名

興行場営業の全部（一部）を停止しましたから、興行場法施行細則第3条の規定により届け出ます。

記

- 1 興行場の名称及び所在地
- 2 興行場の種別
- 3 停止の理由
- 4 停止期間

第7号様式（第3条関係）

興行場営業廃止届出書

年 月 日

三重県 保健所長 宛て

届出者

住 所

氏名又は名称及
び代表者氏名

興行場営業を廃止しましたから、興行場法施行細則第3条の規定により届け出ます。

記

1 興行場の名称及び所在地

2 興行場の種別

3 廃止の理由

4 廃止年月日

備考 許可証を添付すること。

第8号様式（第3条関係）

興行場営業開始届出書

年 月 日

三重県 保健所長 宛て

届出者

住 所

氏名又は名称及
び代表者氏名

興行場営業を開始しましたから、興行場法施行細則第3条の規定により届け出ます。

記

- 1 興行場の名称及び所在地
- 2 興行場の種別
- 3 開始の理由
- 4 開始年月日

附 則

- 1この規則は、公布の日から施行する。
- 2この規則の施行の日前にこの規則による改正前の興行場法施行細則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

旅館業法等施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和二年十二月十五日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第八十五号

旅館業法等施行細則の一部を改正する規則

旅館業法等施行細則（昭和六十年三重県規則第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（旅館業許可申請書） 第八条（略） 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、知事が特に必要でないと認める場合にあつては、第四号から第七号までに掲げる書類の添付を省略することができる。 一〇七（略） 八 法人にあつては、定款又は寄付行為の写し	（旅館業許可申請書） 第八条（略） 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、知事が特に必要でないと認める場合にあつては、第四号から第七号までに掲げる書類の添付を省略することができる。 一〇七（略）
3 法第三条第一項の許可を受けて旅館業を営む者（以下「営業者」という。）が当該旅館業を譲渡したときは、当該旅館業を譲り受けた者が第一項の申請書を提出するに当たつては、省令第一条第一項第三号から第五号までに掲げる事項（第十一条の規定による変更の届出がされている場合は変更後の事項）のうち変更がない事項の記載を省略することができる。	
4 営業者が当該旅館業を譲渡したときは、当該旅館業を譲り受けた者が第一項の申請書を提出するに当たつては、営業施設の構造設備（第十一条の規定による変更の届出がされている場合は、変更後の構造設備）に変更がない場合に限り、第二項各号（第八号を除く。）に掲げる書類の添付を省略することができる。	
5 営業者から当該旅館業を譲り受けた者で、前二項の規定の適用を受ける場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書類を第一号様式に添えて、提出しなければならない。 （許可証の交付）	
第八条の二 保健所長は、法第三条第一項の規定により、許可をしたときは、第一号様式の二による許可証を申請した者に交付しなければならない。 （営業者の地位の承継の承認申請）	（営業者の地位の承継の承認申請）
第九条 省令第二条第一項に規定する申請書は、旅館業営業承継承認申請書（合併用）（第二号様式）及び旅館業営業承継承認申請書（分割用）（第二号様式の二）とし、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により旅館業	第九条 省令第二条第一項に規定する申請書は、旅館業営業承継承認申請書（合併用）（第二号様式）及び旅館業営業承継承認申請書（分割用）（第二号様式の二）とする。

を承継する法人の定款又は寄附行為の写しを添えて、申請しなければならない。 (相続人の承認申請) 第十条 省令第三条第一項に規定する申請書は、旅館営業承継承認申請書(相続用)(第三号様式)とし、次に掲げる書類を添えて、申請しなければならない。 一 戸籍謄本又は不動産登記規則(平成十七年法務省令第十八号)第二百四十七条第五項の規定により交付を受けた同条第一項に規定する法定相続情報一覧図の写し 二 相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該旅館業の営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書 (許可事項変更の届出) 第十一条 省令第四条の規定による変更の届出は、旅館業許可事項変更届出書(第四号様式)によつて行わなければならない。この場合において、施設の構造設備の変更に係る届出にあつては、当該届出書に次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、知事が特に必要がないと認める場合には、第三号に掲げる書類の添付を省略することができる。 一・二 (略) 三 第八条第二項第四号から第七号までに掲げる書類 (営業の停止又は廃止の届出) 第十二条 省令第四条の規定による停止又は廃止の届出は、旅館業停止(廃止)届出書(第五号様式)によつて行わなければならない。この場合において、廃止に係る届出にあつては、許可証(第一号様式の二)を添付しなければならない。 2 (略) 第十三条 (略)	(相続人の承認申請) 第十条 省令第三条第一項に規定する申請書は、旅館営業承継承認申請書(相続用)(第三号様式)とする。 (許可事項変更の届出) 第十一条 省令第四条の規定による変更の届出は、旅館業許可事項変更届出書(第四号様式)によつて行わなければならない。この場合において、施設の構造設備の変更に係る届出にあつては、当該届出書に次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、知事が特に必要がないと認める場合には、第三号に掲げる書類の添付を省略することができる。 一・二 (略) 三 前条第二項第五号から第八号までに掲げる書類 (営業の停止又は廃止の届出) 第十二条 省令第四条の規定による停止又は廃止の届出は、旅館業停止(廃止)届出書(第五号様式)によつて行わなければならない。 2 (略) (宿泊者名簿) 第十三条 法第六条第一項の規定による宿泊者名簿には、同項に定めるもののほか、次の各号に掲げる営業の区分ごとに、当該各号に定める事項を記載しなければならない。 一 旅館・ホテル営業 到着年月日、出発年月日、行先、年齢及び性別 二 簡易宿所営業 到着年月日、出発年月日、行先、年齢及び性別 三 下宿営業 投宿年月日、退宿年月日、年齢及び性別 第十四条 (略)
---	---

第一号様式を次のように改める。

第 1 号様式（第 8 条関係）

旅 館 業 許 可 申 請 書

年 月 日

三重県知事

宛て

申請者
住所（法人にあっては所在地）

氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

電話番号

次のとおり旅館業を経営したいので、旅館業法第 3 条第 1 項の規定により申請します。

1 施設の名称及び所在地等

名 称

所在地

電話番号

2 営業の種別

旅館・ホテル営業 ・ 簡易宿所営業 ・ 下宿営業

3 施設が旅館業法施行規則第 5 条第 1 項の各号のいずれかに該当するときは、その旨
(季節的又は一時的営業の場合は、期間を明記)

有（ ） ・ 無

4 施設の構造設備の概要 別表のとおり

5 申請者が旅館業法第 3 条第 2 項各号のいずれかに該当するときは、その内容

有（ ） ・ 無

証紙貼付け欄		保健所受付印	
--------	--	--------	--

添付書類

- 1 建物の配置図(縮尺、方位及び敷地の境界線を明示したもの)
- 2 付近見取図(縮尺、方位を明示したもの)
- 3 各階の平面図(縮尺、方位、間取り及び各室の用途等を明示したもの)
- 4 立面図(色彩を明示し、かつ、全周を明らかにしたもの)
- 5 玄関帳場及びその周囲の鳥かん図
- 6 屋外広告物及び屋外照明設備の形状、色彩及び設置場所を明示した図面
- 7 完成予想図(透視図)
- 8 法人にあっては、定款又は寄附行為の写し

別表

敷 地		平方メートル					
建 築 面 積		平方メートル					
延 面 積		平方メートル					
棟 数		棟					
建 築 様 式							
客 室	換気、照明等の状況						
	間仕切の状況						
	貴重品保管設備の状況						
	その他ごみ箱の配置状況						
便 所	構造及び便器の数						
	防虫及び臭気抜きの状況						
	手洗装置の状況						
洗面所	設置の状況						
	排水の状況						
浴 室	設置の状況						
	構造の状況						
	排水の状況						
客室数及び収容定員数	客 室 数	計 室					
	収 容 定 員 数	計 名					
	内 訳	客 室 の 床 面 積	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル
		室 数	室	室	室	室	室
		収 容 定 員	名	名	名	名	名
従 業 員 数		名					
旅館業法施行令第1条第1項第7号の設備状況							

第一号様式の次に次の二様式を加える。

第1号様式の2（第8条の2関係）

許可番号

旅館業営業許可証

氏 名

（法人にあってはその名称）

年 月 日付けで申請のあった旅館業営業については、
旅館業法第3条第1項の規定により次のとおり許可する。

年 月 日

三重県知事

印

- 1 施 設 の 名 称
- 2 施設の所在地
- 3 営 業 の 種 類
- 4 条 件

第二号様式から第六号様式までを次のように改める。

第 2 号様式（第 9 条関係）

旅館業営業承継承認申請書（合併用）

年 月 日

三重県知事 宛て

住所（法人にあつては所在地）

氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電話番号

次のとおり、旅館業の営業の承継を行いたいので、旅館業法第 3 条の 2 の規定により申請します。

記

- 1 合併後存続する法人又は合併により設立される法人の名称、事務所所在地及び代表者氏名

事務所所在地

法人の名称

代表者氏名

- 2 合併により消滅する法人の名称、事務所所在地及び代表者の氏名

事務所所在地

法人の名称

代表者氏名

- 3 合併の予定年月日

年 月 日

- 4 施設の名称及び所在地

施設の名称

施設の所在地

- 5 申請者が旅館業法第 3 条第 2 項各号に該当するときは、その内容

有（ ） ・ 無

【添付書類】法人の定款又は寄付行為の写し

証紙貼付け欄		保健所受付印	
--------	--	--------	--

第2号様式の2（第9条関係）

旅館業営業承継承認申請書（分割用）

年 月 日

三重県知事

宛て

住所（法人にあつては所在地）

氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電話番号

次のとおり、旅館業の営業の承継を行いたいのので、旅館業法第3条の2の規定により申請します。

記

- 1 分割により旅館業を承継する法人の名称、事務所所在地及び代表者の氏名

事務所所在地

法人の名称

代表者氏名

- 2 分割前の法人の名称、事務所所在地及び代表者の氏名

事務所所在地

法人の名称

代表者氏名

- 3 分割の予定年月日

年 月 日

- 4 施設の名称及び所在地

施設の名称

施設の所在地

- 5 申請者が旅館業法第3条第2項各号に該当するときは、その内容

有（ ） ・ 無

【添付書類】分割により旅館業を承継する法人の定款又は寄付行為の写し

証紙貼付け欄		保健所受付印	
--------	--	--------	--

第 3 号様式（第 10 条関係）

旅館業営業承継承認申請書（相続用）

年 月 日

三重県知事 宛て

住所（法人にあつては所在地）

氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電話番号

次のとおり旅館業の営業の承継を行いたいので、旅館業法第3条の3の規定により申請します。

記

1 被相続人の氏名及び住所

氏 名

住 所

2 相続開始の年月日

年 月 日

3 施設の名称及び所在地

施設の名称

所 在 地

4 申請者が旅館業法第3条第2項各号（第7号を除く。）に該当するときは、その内容

有（ ） ・ 無

【添付書類】 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し
相続人が2人以上ある場合その全員の同意書

証紙貼付け欄		保健所受付印	
--------	--	--------	--

第4号様式（第11条関係）

旅館業許可事項変更届出書

年 月 日

三重県知事 宛て

住所（法人にあつては所在地）

氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電話番号

次のとおり変更したので、旅館業法施行規則第4条の規定により届け出ます。

1 施設の名称及び所在地等

名 称

所在地

電話番号

2 営業の種別

3 許可事項変更の内容

許 可 事 項 （ 変 更 前 ）	変 更 事 項 （ 変 更 後 ）

4 変更の年月日

年 月 日

備考 施設の構造設備の変更にあつては、次の書類を添付すること。

- （1）施設の構造設備の概要書
- （2）変更前及び変更後の平面図

- (3) 立面図(色彩を明示し、かつ、全周を明らかにしたもの)
- (4) 玄関帳場及びその周囲の鳥かん図
- (5) 屋外広告物及び屋外照明設備の形状、色彩及び設置場所を明示した図面
- (6) 完成予想図(透視図)

第 5 号様式（第 12 条関係）

旅館業停止（廃止）届出書

年 月 日

三重県知事

宛て

住所（法人にあつては所在地）

氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電話番号

次のとおり旅館業の全部（一部）を停止したので、旅館業法施行規則第4条の規定に
を廃止

より届け出ます。

1 施設の名称及び所在地等

名 称

所在地

電話番号

2 営業の種別

3 営業停止（廃止）理由

4 営業停止期間 : 年 月 日から 年 月 日まで

営業廃止年月日 : 年 月 日

5 営業停止箇所

（注）廃業のときは、許可証を添付すること。

第 6 号様式（第 12 条関係）

旅 館 業 開 始 届 出 書

年 月 日

三重県知事 宛て

住所（法人にあつては所在地）

氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電話番号

次のとおり旅館業を開始したので、旅館業法等施行細則第 12 条第 2 項の規定により
届け出ます。

1 施設の名称及び所在地

名称

所在地

2 営業の種別

3 停止していた期間： 年 月 日から 年 月 日まで

4 停止していた箇所

5 営業開始年月日： 年 月 日

附 則

- 1この細則は、公布の日から施行する。
- 2この規則の施行の日前にこの規則による改正前の旅館業法等施行細則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

三重県公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和二年十二月十五日

三重県知事 鈴木英敬

三重県規則第八十六号

三重県公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

三重県公衆浴場法施行細則（平成八年三重県規則第十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（趣旨） 第一条 この規則は、公衆浴場法（昭和二十三年法律第百三十九号。以下「法」という。）<u>、公衆浴場法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十七号。以下「施行規則」という。）及び三重県公衆浴場法施行条例（平成七年三重県条例第五十号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。</u> （許可の申請） 第二条 <u>施行規則第一条の規定による営業許可の申請は、第一号様式によるものとし、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。</u> 一 五 （略）	（趣旨） 第一条 この規則は、公衆浴場法（昭和二十三年法律第百三十九号）<u>、公衆浴場法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十七号。以下「省令」という。）及び三重県公衆浴場法施行条例（平成七年三重県条例第五十号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。</u> （許可の申請） 第二条 <u>省令第一条の規定による営業許可の申請は、第一号様式によるものとし、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。</u> 一 五 （略）
2 <u>浴場業を営む者が当該浴場業を譲渡したときは、当該浴場業を譲り受けた者が前項の申請書を提出するに当たっては、施行規則第一条第三号から第五号までに掲げる事項（第五条の規定による変更の届出がされている場合は変更後の事項）のうち変更がない事項の記載を省略することができる。</u>	
3 <u>法第二条第一項の規定による営業の許可を受け</u> <u>た者から当該浴場業を譲り受けた者が第一項の申請書を提出するに当たっては、第一項第二号から第五号までに掲げる書類（第五条の規定による変更の届出がされている場合は変更後の書類）の内容に変更がない場合はそれぞれ当該書類の添付を省略することができる。</u>	
4 <u>法第二条第一項の規定による営業の許可を受け</u> <u>た者から当該浴場業を譲り受けた者で、前二項の規定の適用を受ける場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書類を第一号様式に添えて、提出しなければならない。</u> （許可証の交付）	
<u>第二条の二 保健所長は、法第二条第一項の規定により許可をしたときは、第一号様式の二による許可証を申請した者に交付しなければならない。</u>	

(相続の場合の承継の届出) 第三条 施行規則第二条第一項の相続による営業者の地位の承継の届出は、第二号様式によるものとし、次に掲げる書類を添えて、届け出なければならない。 一 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第二百四十七条第五項の規定により交付を受けた同条第一項に規定する法定相続情報一覧図の写し 二 相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書 (合併の場合の承継の届出) 第四条 施行規則第三条第一項の合併による営業者の地位の承継の届出は、第三号様式によるものとし、合併後存続する法人又は合併により設立された法人の定款又は寄付行為の写しを添えて、届け出なければならない。 (分割の場合の承継の届出) 第四条の二 施行規則第三条の二第一項の分割による営業者の地位の承継の届出は、第三号様式の二によるものとし、分割により浴場業の営業者の地位を承継した法人の定款又は寄付行為の写しを添えて、届け出なければならない。 (変更の届出) 第五条 施行規則第四条の規定による変更の届出は、第四号様式によるものとし、営業施設の構造設備を変更した場合にあつては、変更前及び変更後の仕様書及び平図面を添えて届け出なければならない。 (停止の届出) 第五条の二 施行規則第四条の規定による停止の届出は、第五号様式によるものとする。 (廃止の届出) 第五条の三 施行規則第四条の規定による廃止の届出は、第六号様式によるものとし、許可証（第一号様式の二）を添えて、届け出なければならない。 第六条、第八条 (略)	(相続の場合の承継の届出) 第三条 省令第二条第一項の相続による営業者の地位の承継の届出は、第二号様式によるものとする。 (合併の場合の承継の届出) 第四条 省令第三条第一項の合併による営業者の地位の承継の届出は、第三号様式によるものとする。 (分割の場合の承継の届出) 第四条の二 省令第三条の二第一項の分割による営業者の地位の承継の届出は、第三号様式の二によるものとする。 (変更等の届出) 第五条 省令第四条の規定による変更等の届出は、第四号様式、第五号様式及び第六号様式によるものとする。 (書類の提出) 第六条 第二条の申請及び前三条の届出に係る書類は、当該公衆浴場の所在地を管轄する保健所長に提出しなければならない。 第七条、第九条 (略)
---	---

第一号様式を次のように改める。

第1号様式（第2条関係）

公衆浴場営業許可申請書

年 月 日

三重県

保健所長 宛て

申請者

住 所 〒

フリガナ

氏名又は名称及

び代表者氏名

T E L

公衆浴場営業の許可を受けたいので、公衆浴場法第2条第1項の規定により申請します。

記

- 1 公衆浴場の名称及び所在地
- 2 公衆浴場の種類
- 3 営業施設の構造設備（別表）
- 4 営業開始予定年月日

備考

- 1 次の書類を添付すること。
 - （1） 法人にあつては、定款又は寄附行為の写し
 - （2） 公衆浴場の構造設備の仕様書及び平面図
 - （3） 温泉の含有物質又は医薬品等を原料とした薬湯を使用する場合にあつては、その物質又は医薬品等の名称、成分、用法、用量及び効能を記載した書類
 - （4） 普通公衆浴場にあつては、当該普通公衆浴場を中心とした半径280メートルの地域内の見取図
 - （5） 水道水以外の水を使用する場合にあつては、水質検査成績書の写し
- 2 申請者が個人の場合は、生年月日を氏名の下欄に記載すること。

別表

営 業 施 設 の 構 造 設 備

敷地面積	㎡		建築面積	㎡		建築様式（構造）		
換気及び採光又は照明の状況								
構造設備の状況	浴槽の湯及び上がり湯の取水源			水道水　・　井戸水　・　その他				
	飲料水の取水源			水道水　・　井戸水　・　その他				
	男　女　の　区　別							
	脱衣室の床面積			男	㎡			
				女	㎡			
	洗い場の床面積			男	㎡			
				女	㎡			
	浴槽の有効面積			男	㎡			
				女	㎡			
	飲料水を供給する設備			男				
				女				
	浴室の床面の傾斜及び材料			／100				
	浴室の床面、内壁及び浴槽の耐水性							
	給湯栓及び給水栓			男				
				女				
	浴槽の側壁の高さ							
便　　　　　所			男		流水式手洗設備			
			女					
サウナ室又はサウナ設備	男　女　の　区　別							
	床面、内壁及び天井の耐熱性							
	床　面　の　傾　斜			／100				
	蒸気又は熱気に対する安全措置							
	給気口及び排気口							
	温　度　調　節　設　備							
	室内を容易に見通すことができる窓							
	温度計、非常用ブザー等							

第1号様式の次に次の1様式を加える。

第1号様式の2（第2条の2関係）

許可番号

公衆浴場営業許可証

氏 名

（法人にあってはその名称）

年 月 日付けで申請のあった公衆浴場営業については、
公衆浴場法第2条第1項の規定により次のとおり許可する。

年 月 日

三重県 保健所長

印

- 1 公衆浴場の名称
- 2 公衆浴場の所在地
- 3 公衆浴場の種類
- 4 条 件

第11号様式から第16号様式までを次のように改める。

第2号様式（第3条関係）

公衆浴場営業相続承継届出書

年 月 日

三重県 保健所長 宛て

届出者

住 所 〒

フリガナ

氏 名

年 月 日生

TEL

被相続人との続柄

公衆浴場の営業者の地位を相続により承継しましたから、公衆浴場法第2条の2第2項の規定により届け出ます。

記

- 1 公衆浴場の名称及び所在地
- 2 被相続人の氏名及び住所
- 3 相続開始の年月日

備考 次の書類を添付すること。

- 1 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し
- 2 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書

第3号様式（第4条関係）

公衆浴場営業合併承継届出書

年 月 日

三重県 保健所長 宛て

届出者

事務所所在地 〒

フリガナ

名 称

代表者氏名

T E L

公衆浴場の営業者の地位を合併により承継しましたから、公衆浴場法第2条の2第2項の規定により届け出ます。

記

- 1 公衆浴場の名称及び所在地
- 2 合併により消滅した法人の名称、事務所所在地及び代表者の氏名
- 3 合併の年月日

備考 合併後存続する法人又は合併により設立される法人の定款又は寄付行為の写しを添付すること。

第3号様式の2（第4条の2関係）

公衆浴場営業分割承継届出書

年 月 日

三重県 保健所長 宛て

届出者

事務所所在地 〒

フリガナ

名 称

代表者氏名

TEL

公衆浴場の営業者の地位を分割により承継しましたから、公衆浴場法第2条の2第2項の規定により届け出ます。

記

- 1 公衆浴場の名称及び所在地
- 2 分割前の法人の名称、事務所所在地及び代表者の氏名
- 3 分割の年月日

備考 分割により公衆浴場の営業者の地位を承継した法人の定款又は寄付行為の写しを添付すること。

第4号様式（第5条関係）

公衆浴場営業許可申請書（承継届出書）記載事項変更届出書

年 月 日

三重県 保健所長 宛て

届出者

住 所 〒

フリガナ

氏名又は名称及
び代表者氏名

T E L

次のとおり変更しましたから、公衆浴場法施行規則第4条の規定により届け出ます。

記

1 公衆浴場の名称及び所在地

2 公衆浴場の種類

3 変更事項

変 更 前	
変 更 後	

4 変更の年月日

備考 営業施設の構造設備を変更した場合にあっては、変更前及び変更後の仕様書及び平図面を添付すること。

第5号様式（第5条の2関係）

公衆浴場営業停止届出書

年 月 日

三重県 保健所長 宛て

届出者

住 所 〒

フリガナ

氏名又は名称及び
代表者氏名

T E L

公衆浴場営業の全部（一部）を停止しましたから、公衆浴場法施行規則第4条の規定により届け出ます。

記

- 1 公衆浴場の名称及び所在地
- 2 公衆浴場の種類
- 3 停止の理由
- 4 停止期間

第6号様式（第5条の3関係）

公衆浴場営業廃止届出書

年 月 日

三重県 保健所長 宛て

届出者

住 所 〒

フリガナ

氏名又は名称及び
代表者氏名

T E L

公衆浴場営業を廃止しましたから、公衆浴場法施行規則第4条の規定により届け出ます。

記

- 1 公衆浴場の名称及び所在地
- 2 公衆浴場の種類
- 3 廃止の理由
- 4 廃止年月日

備考 許可証を添付すること。

附 則

- 1この規則は、公布の日から施行する。
- 2この規則の施行の日前にこの規則による改正前の三重県公衆浴場法施行細則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

三重県食品衛生規則の一部を改正する規則をここに公布します。
令和二年十二月十五日

三重県知事 鈴木英敬

三重県規則第八十七号

三重県食品衛生規則の一部を改正する規則
三重県食品衛生規則（平成十二年三重県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規則を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（営業許可の申請） 第七條 施行規則第六十七條第一項及び第二項に規定する申請は、営業許可申請書（第五号様式）により行うものとする。ただし、施行規則第六十七條第一項に規定する申請において、法第五十二條第一項の規定による営業の許可を受けた者から当該営業を譲り受けた者は、営業施設の平面図及び施行規則第六十七條第一項第五号に掲げる事項に変更がない場合においては、当該平面図の添付及び同号に掲げる事項の記載を省略することができる。 2前項ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書類を前項の営業許可申請書に添えて、提出しなければならない。 3（略） （営業の届出） 第七條の二 法第五十七條第一項に規定する届出は、営業届出書（第五号様式の二）により行うものとする。	（営業許可の申請） 第七條 施行規則第六十七條第一項及び第二項に規定する申請は、営業許可申請書（第五号様式）により行うものとする。 2（略）

第五号様式の次に次の一様式を加える。

【表面（白抜き箇所）：許可・届出共通】

第5号様式の2

年 月 日

整理番号：

※申請者、届出者による記載は不要です。

宛て

営業届出書

食品衛生法（第57条第1項）の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。

※ 以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。

申請者または届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。（ □ ）

届出者情報	郵便番号：	電話番号：	FAX 番号：
	電子メールアドレス：	法人番号：	
	届出者住所 ※法人にあっては、所在地		
	(ふりがな)		(生年月日)
	届出者氏名 ※法人にあっては、その名称及び代表者の氏名		年 月 日生
営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	FAX 番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地		
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号又は商号		
	(ふりがな)		資格の種類
	食管・食監・調・製・栄・船舶・と畜・食鳥		
	食品衛生責任者の氏名 ※合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する営業者を除く。	受講した講習会	都道府県知事等の講習会（適正と認める場合を含む） 講習会名称 年 月 日
	主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装	自由記載	
	自動販売機の型番	業態	
HACCP の取組	※引き続き営業許可を受けようとする場合に限る。 ただし、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業の場合は新規の場合を含む。 ☐ HACCP に基づく衛生管理 ☐ HACCP の考え方を取り入れた衛生管理		
業種に応じた情報	指定成分等含有食品を取り扱う施設	☐	
	輸出食品取扱施設 ※この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。	☐	
営業届出	営 業 の 形 態		備考
	1		
	2		
	3		
担当者	(ふりがな)		電話番号
	担当者氏名		

【裏面（青塗り箇所）：許可のみ】

申請者情報	法第 55 条第 2 項関係					該当には
	(1) 食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過していないこと。					☐
	(2) 食品衛生法第 59 条から第 61 条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して 2 年を経過していないこと。					☐
	(3) 法人であって、その業務を行う役員のうちに(1)(2)のいずれかに該当する者があるもの。					☐
営業施設情報	令第 13 条に規定する食品又は添加物の別		☐ ①全粉乳（容量が 1,400 グラム以下である缶に収められたもの） ☐ ②加糖粉乳 ☐ ⑤魚肉ハム ☐ ⑧食用油脂（脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの） ☐ ③調製粉乳 ☐ ⑥魚肉ソーセージ ☐ ⑨マーガリン ☐ ⑪添加物（法第 13 条第 1 項の規定により規格が定められたもの） ☐ ④食肉製品 ☐ ⑦放射線照射食品 ☐ ⑩ショートニング			
	(ふりがな)		資格の種類	食管・食監・調・製・栄・船舶・と畜・食鳥		
	食品衛生管理者の氏名 ※「食品衛生管理者選任（変更）届」も別途必要		受講した講習会	都道府県知事等の講習会（適正と認める場合を含む）		
	使用水の種類		自動車登録番号 ※自動車において営業の場合			
	①水道水（ ☐ 水道水 ☐ 専用水道 ☐ 簡易専用水道） ② ☐ ①以外の飲用に適する水（ ）					
業種に 応じた 情報	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設		☐	生食用食肉の加工又は調理を行う施設		☐
	ふぐの処理を行う施設		☐	調理	☐	加工
	(ふりがな)					
	ふぐ処理者氏名 ※ふぐ処理する営業の場合		認定番号等			
添付書類	☐ 施設の構造及び設備を示す図面 ☐ 食品衛生責任者設置予定の場合は、誓約書 ☐ （飲用に適する水使用の場合）水質検査の結果 ☐ ☐ 営業を譲り受けたことを証する書類 ☐ ☐ ☐					
事業譲渡	営業の譲渡者の署名（営業の譲渡を証する書類がある場合は不要）					
営業許可業種	許可番号及び許可年月日		営 業 の 種 類		備考	
	1	年 月 日				
	2	年 月 日				
	3	年 月 日				
	4	年 月 日				
備考	※食品衛生申請等システムへの代理入力に不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。（ ☐ ）					

紙に印刷されたものに改める。

第 7 号様式（第10条関係）

承 継 届 出 書

年 月 日

三重県知事 宛て

〒 _____
 住 所 _____
 TEL _____
 氏 名 _____ ㊞
 _____ 年 月 日生
 被相続人との続柄 _____

食品衛生法第 53 条第 2 項の規定により、次のとおり承継の届出をします。

被 相 続 人	住 所			
	氏 名			
相 続 開 始 の 年 月 日				
営 業 所 所 在 地				
営 業 の 種 類				
許 可 番 号			許可年月日	

添付書類

- （１） 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成 17 年法務省令第 18 号）第 247 条第 5 項の規定により交付を受けた同条第 1 項に規定する法定相続情報一覧図の写し
- （２） 相続人が 2 人以上ある場合において、その全員の同意により許可営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書

注意

届出者の氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記載すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の三重県食品衛生規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(準備行為)

- 3 食品衛生法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十六号）附則第九条の規定に基づき届出をしようとする者は、この規則の施行の日前においても、この規則による改正後の三重県食品衛生規則第七条の二の規定により、届け出ることができる。この場合において、当該届出をした者は、同規則第五条の規定による届出をしたものとみなす。

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
